

UXイノベーションハブ整備事業 仕様書

1 委託業務名

UXイノベーションハブ整備事業

2 趣旨・目的

本県では、昭和58年（1983年）に策定した熊本テクノポリス開発構想に基づき、県内企業が先進的な技術開発に積極的に関わり、その技術水準を向上させることで地域産業の活性化を図ってきた。なかでも先端技術の集積の面では、空港周辺地域への誘致活動を積極的に行い、特に、半導体関連は世界でも有数の製造拠点に成長しているほか、自動車関連についても多くのメーカーの集積が進んでいる。これら半導体関連産業（電子部品、生産用機器）及び自動車関連産業（輸送用機器）は、本県の製造品出荷額の40%以上を占めるなど、本県経済を牽引する大きな2つの柱となっている。

本県経済が将来にわたって持続的に成長していくためには、県内総生産の約2割を占める製造業の発展が不可欠であり、先端技術、脱炭素化、新型コロナウイルス感染症等による価値観の変化や社会経済の動向を踏まえつつ、半導体関連産業及び自動車関連産業に続く「第3の柱」となる新たな産業群を創出していくことが重要である。

そのため、県では、空港周辺地域を拠点に「知の集積」を図り、熊本の強みであるライフサイエンス分野※を中心とする新たな産業群の創出に取り組むこととし、この取り組みの名称を「UX（ユーエックス）プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）とした。※本プロジェクトでは、医療、介護、健康、食、ビューティ、スマート農業等の分野を指す

また、令和3年度（2021年度）には、本プロジェクトを着実かつ戦略的に推進するため、今後10年間で必要となる重要な取り組みをまとめた基本計画（以下「基本計画」という。）、そして基本計画の取り組みをより具体化した実施計画（第2期）（以下「実施計画」という。）を令和7年度（2025年度）に策定したところ。

本業務は、実施計画（第2期）の「7 ハコ ～リアルでクロスする場の提供～（実施1）UXイノベーションハブの整備」に掲げた、人と人、技術と技術がリアルで出会うUXプロジェクトの拠点施設「UXイノベーションハブ」の整備を推進することにより、令和6年度（2024年度）に策定した、UXイノベーションハブ基本構想（以下「基本構想」という。）において本プロジェクトの目指す姿とした「ライフサイエンス分野の強みを活かした、県内産業の『第3の柱』の創出」の実現を支援するものである。

3 履行場所

熊本テクノポリスセンター1階（上益城郡益城町大字田原字上面ノ平2081-10）

4 履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

5 業務内容

(1) 業務の基本項目

委託業務の内容は、次の各項目のとおりとし、基本計画及び実施計画に掲げる具体的な取組みの項目（プレーヤー、ネットワーク、コンテンツ、フィールド、データ、ハコ）の推進に資するものとする。なお、本業務の遂行にあたり、本書に記載の成果と同等以上の成果が得られる効果的な手法があれば、適宜委託者へ提案すること。

- ①プロジェクト管理業務
- ②現状調査業務
- ③レイアウト方針の策定
- ④レイアウト図面の作成
- ⑤物品調達計画書、移設備品リストの作成
- ⑥物品の調達・搬入・設置業務
- ⑦配線工事業務

(2) 業務の詳細

①プロジェクト管理業務

ア．業務計画書の作成

契約締結後速やかに、作業項目の抽出や課題の洗い出しを行った上で、業務工程、実施体制、作業概要、災害、事故等の緊急、異常事態が発生した場合の対応等を示した「業務計画書」を作成し、県の承認を得ること。

イ．プロジェクト管理の実施

受託者は、県との事業進捗の共有を目的とした定期的な進捗会議を開催すること。進捗会議では、事業の進捗状況や課題等について報告し、必要に応じて県担当の指示を受けること（緊急の課題については、進捗会議での報告を待たず、速やかに県担当に報告すること。）なお、進捗会議の終了後は、速やかに「議事録」を作成し、県の承認を得ること

②現状調査業務

与条件の整理

- ・各エリアの想定利用者数。
- ・必要な家具（机、椅子、什器）、サイン、ICT 機器の数量の確認）
- ・別紙2「備品リスト」のうち移設・設置する備品の確認

③レイアウト方針の策定

基本構想に基づいたレイアウト方針の作成

④レイアウト図面の作成

レイアウト方針を踏まえたレイアウト図面の作成

⑤物品調達計画書、移設備品リストの作成

ア．物品調達計画書の作成

新規に調達する物品の品目、品名、数量、サイズを明記した「物品調達計画書」を作成すること。調達する物品については、次表の基準を満たす製品であること。

【表】

《調達する什器の基準》

- ア．国際標準化機構（ISO）品質保証規格 9001、環境マネジメント規格 14001 及び日本工業規格（JIS）認定メーカーで製造された製品であること。
- イ．日本オフィス家具協会の定める品質基準を満たすものであること。
- ウ．修理等の費用は、熊本県の故意または重過失によるものを除き、納入後 1 年間は無償とすること。ただし、メーカー保証が 1 年以上ある場合にはその期間とする。

《調達するモニター機器の基準》

- ア．電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に適合していること。
- イ．HDMI ケーブルが付属されていること。
- ウ．J-Moss グリーンマーク表示商品であること。
- エ．グリーン購入法適合製品であること。

イ．移設備品リストの作成

別紙 2 「備品リスト」のうち移設・設置を行う備品を整理した「移設備品リスト」の作成。

⑥物品の調達・搬入・設置

「物品調達計画書」に記載されている新規調達物品、備品を「レイアウト図面」のどおり設置すること。

また、「移設備品リスト」に記載されている備品については、Pre-UX イノベーションハブからの移設、設置を行うこと。

なお、搬入・設置の際に「レイアウト図面」どおりに設置できない場合は、県担当者との協議による指示を受け、設置位置等の変更を行うとともに、「レイアウト図面」に反映させること。

「物品調達計画書」または「移設備品リスト」の物品の搬入・設置業務については、熊本テクノポリスセンター全体工事終了後～3 月中旬の期間で実施すること。

⑦配線工事業務

各エリアの機能を整理し、必要なものについては工事対象範囲における次のアからカの項目を実施すること。

- ア. コンセント工事
- イ. ネットワーク（LAN）工事
- ウ. 電話工事
- エ. テレビ共聴配線工事
- オ. その他工事
- カ. 現場管理

（３） 納入成果物

対象フェーズ	成果物	提出期限
①プロジェクト管理業務	業務計画書	契約締結後１０日以内
	議事録	会議後７日以内
②現状調査	与条件整理表	令和８年１２月
③レイアウト方針の策定	レイアウト方針	県と協議の上決定
④レイアウト図面の作成	レイアウト図面	県と協議の上決定
	物品調達計画書	
	移設備品リスト	
⑤物品調達計画書、移設備品リストの作成		
⑥物品の調達・搬入・設置	-	
⑦配線工事業務	コンセント図面	県と協議の上決定
	コンセント工事試験結果表	
	ネットワーク配線図	
	ネットワーク系統図	
	ネットワーク工事試験結果表	
	電話配線図	
	電話外線表、内線表	
	電話配線工事試験結果表	
	テレビ共聴配線図	

	テレビ共聴配線試験結果表	
--	--------------	--

6 参考資料の提供

本業務の履行に際し、委託者は受託者に次の資料を提供する。

- (1) くまもと新時代共創基本方針
- (2) くまもと新時代共創総合戦略
- (3) 第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (4) 熊本県産業成長ビジョン
- (5) 新大空港構想
- (6) UXプロジェクト基本構想／基本計画／実施計画
- (7) UXプロジェクト計画策定会議資料・議事録
- (8) UXイノベーションハブ基本構想
- (9) 各種会議等の議事録
- (10) その他、委託者が本業務の履行に際し必要と認めるもの

7 その他

- (1) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに基本仕様書を遵守するとともに、委託者の意図及び目的を十分に理解したうえで、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 委託者は、受託者の業務遂行に必要な資料等の収集に協力することとする。受託者は委託者から提供された資料等については、本業務以外の目的に使用してはならない。また、貸与資料等は業務完了後速やかに委託者へ返還しなければならない。
- (3) 業務の実施により得られた成果物、情報等については、委託者に帰属するものとし、受託者は、委託者の許可なく使用又は流用してはならない。
- (4) 本業務及び本業務に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、原則として受託者が負担するものとする。
- (5) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等の整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (6) 受託者は、熊本県個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (7) 仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、委託者と協議して定める。
- (8) 本業務遂行中に受託者が委託者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を連絡し、委託者の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。

- (9) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、委託者が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。